佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年8月30日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第37号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成20年佐賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後			
(多頭飼養者から除外される者)	(多頭飼養者から除外される者)			
第4条 条例第5条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。	第4条 条例第5条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。			
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略			
(3) 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するため犬及 び <u>ねこ</u> を飼養する者	(3) 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するため犬及 び <u>猫</u> を飼養する者			
(公示)	(公示)			
第9条 条例第14条第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を、 当該公示を始めた日から起算して2日間、犬、 <u>ねこ</u> 等の動物を引き取り、又は収容した場所を管轄する保健福祉事務所及び佐賀県動物管理センター並びに関係市町の事務所の掲示場に掲示して行うものとする。 (1)・(2) 略	第9条 条例第14条第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を、 当該公示を始めた日から起算して2日間、犬、猫等の動物を引き 取り、又は収容した場所を管轄する保健福祉事務所及び佐賀県動 物管理センター並びに関係市町の事務所の掲示場に掲示して行う ものとする。 (1)・(2) 略			

	改正前	改正後					
樣式第1号(第5条関係)		様式第1号(第5条関係)					
犬及び <u>ねこ</u> の多頭飼養届		犬及び <u>猫</u> の多頭飼養届					
佐賀県知事	年 月 日	年月日					
	保健福祉事務所長)	佐賀県知事	様 保健福祉事務所長)				
	届出者 住 所 〒 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			住 所 氏 名 法人にあ 電話番号		称及び代え	長者の氏名)
佐賀県動物のます。	の愛護及び管理に関する条例第6条第1項の規定により下記のとおり届け出 記		の愛護及び管理に関する条例 下記のとおり届け出ます。	J <u>(平成 20</u> 記	年佐賀県名	条例第 21 号	<u>号)</u> 第 6 条第 1
飼養施設の所在地		飼養施設の所					
飼養する犬及	大()頭 <u>ねこ</u> ()頭	飼養する犬及	なび <u>猫</u> の数	犬()頭	猫()頭
飼養の方法	管理する者の氏名	飼養の方法	管理する者の氏名				
	ふん尿の処理の方法		ふん尿の処理の方法				
	動物の死体の処理方法		動物の死体の処理方法				
	周辺の生活環境を保全する方法		周辺の生活環境を保全 する方法				
種類等	種類	1年祖至 07 -	種類				
	性別		性別				
	年齢	種類等	年齢				
	体格(犬のみ)		体格(犬のみ)				
		略					

改正前 改正後 様式第2号(第6条関係) 様式第2号(第6条関係) 犬及び猫の多頭飼養変更(廃止)届 犬及び<u>ねこ</u>の多頭飼養変更 (廃止)届 年 月 日 年 月 日 佐賀県知事 佐賀県知事 様 保健福祉事務所長) 保健福祉事務所長) 届出者 住 所 〒 届出者 住 所 〒 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 電話番号 犬及び猫の多頭飼養について変更 (廃止) したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関す 犬及び<u>ねこ</u>の多頭飼養について変更 (廃止) したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関 る条例 (平成 20 年佐賀県条例第 21 号) 第7条第1項(第2項)の規定により下記のとお する条例第7条第1項(第2項)の規定により下記のとおり届け出ます。 り届け出ます。 記 記 1 多頭飼養の届出年月日 1 多頭飼養の届出年月日 2 飼養施設の所在地 2 飼養施設の所在地 3 変更(廃止)年月日 3 変更(廃止)年月日 4 変更事項 4 変更事項 変更事項 変更後 変更事項 変更後 住所 氏名(法人にあっては名称及びその代表 氏名(法人にあっては名称及びその代表 者の氏名) 者の氏名) 数 数 種類 種類 犬及び<u>ねこ</u>の数等 性別 犬及び<u>猫</u>の数等 性別 年齢 年齢 体格 (犬のみ) 体格(犬のみ)

飼養の方法

飼養の方法

改正前	改正後 様式第4号(第10条関係)				
樣式第 4 号 (第 10 条関係)					
犬(特定動物)による事故届	犬 (特定動物)による事故届 年月日 佐賀県知事様 (保健福祉事務所長) 届出者住所〒 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号 犬 (特定動物)が人の生命又は身体を侵害したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例(平成20年佐賀県条例第21号)第17条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。				
年月日 佐賀県知事 様 (保健福祉事務所長) 届出者 住 所 〒 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 犬(特定動物)が人の生命又は身体を侵害したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第17条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
略略	略略				
様式第5号(第10条関係) 第 号 身分証明書	様式第5号(第10条関係) 第 号 身分証明書				
所属 氏名 年 月 日生 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項の規定に基づく業務を行う職員 であることを証明する。 年 月 日	所属 氏名 年 月 日生 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例 <u>(平成20年佐賀県条例第21号)</u> 第19条第1 項の規定に基づく業務を行う職員であることを証明する。 年 月 日				
佐賀県知事	佐賀県知事				
(縦6センチメートル 横9センチメートル)	(縦6センチメートル 横9センチメートル)				

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。